

介護支援専門員及び施設相談員等意見書の作成上の注意事項

● 3-(1)『在宅サービスの利用度』

サービス利用表別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

- ・ 算定の期間については概ね3ヶ月を基準として平均利用割合により判断する。
- ・ 算定の対象となるサービスは次のとおりとする。

訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護

通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準判定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断するが、評価項目3-(1)~(3)の評点の合計は15点を限度とする。

● 3-(2)『在宅の介護期間』

要介護状態またはそれと同程度の状態となり、現に在宅において介護をした通算の期間(一人暮らし世帯にあっては、要介護状態またはそれと同程度の状態となってからの期間)とする。この期間において、病院等に入院(所)している期間は除く。

● 3-(3)『在宅介護の継続性』

「継続困難」…入所希望者が虐待を受けているとき、経済的理由または入所希望者の拒否により必要なサービスを利用できないとき、介護者に極度の介護疲れがあるとき、短期入所生活介護サービスを長期利用しているとき

「やや困難」…今後、在宅生活継続の困難が予測できるとき(虐待に発展する可能性が高い、短期入所生活介護サービスの長期利用が見込まれる等)

「継続可能」…在宅介護が可能なとき

● 4-(2)『主介護者の氏名等』

主介護者の年齢により点数が変わるので、生年月日が分かったら記入する。

● 4-(3)『主介護者の病気・障害』

主介護者が病気や障害により介護が困難な場合に記入する。

● 4-(5)『主介護者の育児・家族の看病・介護等』

主介護者が育児や、入所希望者以外の家族の看病・介護が必要な場合に記入する。

● 4-(8)『家族等による深刻な虐待』

家族等により深刻な虐待が疑われる、もしくは受けている場合に記入する。

● 4-(9)『特記事項』

家族状況で特記する内容があれば記入する。

※ 担当のケアマネージャー又は現在入院(所)している施設の相談員に意見書を書いていただく際、一緒にお渡しください。